

# 仙台市農業委員会第 44 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 12 月 27 日（月曜日）午後 1 時 26 分から午後 2 時 30 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (19 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. あっせん会の報告
5. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
  - 第 4 号議案 農地法第 5 条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件
6. 協議
  - (1) 令和 4 年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について
  - (2) 令和 3 年度第 2 回農地パトロール（農地利用状況調査）の実施について（案）
  - (3) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針（案）
7. 報告
  - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
  - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
  - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
  - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
  - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
  - (6) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
  - (7) 売渡あっせん希望農地一覧表
  - (8) 仙台市農地賃借料情報
  - (9) 令和 3 年度第 3 回企画検討チーム会議報告

## 8. その他

- (1) 会長報告
  - (2) 農用地利用権設定利用調整会議（契約会）について（令和4年4月設定分）
  - (3) 事務局からの連絡事項
- ①その他事務局からの連絡事項

## VI. 農業委員会事務局職員

事務課長	庄司 厚		
主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

## VII. 会議の概要

1 開 会	開 会 (午後1時26分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第44回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。  (異議なし)
議 長	それでは、15番庄司俊充委員、16番鈴木通委員を指名いたします。
議 長	議案に入る前に、あっせん会の報告を嶺岸若夫委員長からお願いします。
嶺岸若夫委員 (あっせん事業運営委員会 委員長)	あっせん会を12月6日に開催しました。その結果を報告します。 当日は、2件のあっせんがありました。 1件目は、宮城野区田子の農地で、売渡申出人は共有2名のうち1名が出席しました。欠席の方からは委任状が提出されております。買受申出人は本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から高橋勝彦委員が、農地利用最適化推進委員から鎌田広司委員が出席しました。あっせんの結果成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。2件目は、宮城野区岩切の農地で、売渡申出人、買

受申出人それぞれ本人が出席しました。あっせん委員は、農業委員から高橋勝彦委員が、農地利用最適化推進委員から庄司善春委員が出席しました。あっせんの結果成立し、あっせん調書に双方が署名捺印しています。2件とも、代金の支払い時期と方法、農地法第3条の許可申請の時期、所有権の移転登記手続き、固定資産税の負担方法、土地改良区賦課金の負担方法について確認しました。

以上、あっせん会の結果報告を終わります。

議 長

議案に入ります。

(午後1時35分)

第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査委員会を、第一調査委員会が担当し、12月20日に実施いたしました。

今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行いますので、調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略しますが、調査の概要を説明していただきます。大泉権吾第一調査委員会委員長から説明願います。併せて番号1番については、聞き取り調査を実施しておりますので、調査委員会の結果についても委員長から報告願います。

大泉権吾第一  
調査委員会委  
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、12月20日に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄司俊充委員、19番柴田市郎委員と私（4番大泉権吾委員）の5名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が6件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が2件、贈与による規模拡大が2件、交換による耕作利便が2件、使用貸借による権利の設定による農業承継が1件、使用貸借による権利の設定による規模拡大が1件、使用貸借による権利の設定による契約更新が1件の合計16件です。番号1番から3番までの報告は6番小野寺潔委員、番号4番から7番までの報告は9番菊地郁夫委員、番号8番から11番までの報告は15番庄司俊充委員、番号12番から14番までの報告は、19番柴田市郎委員、番号15番と16番は私（4番大泉権吾委員）から報告します。

大泉権吾委員  
（第一調査委  
員会委員長）

番号1番は、新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。調査の結果を、6番小野寺潔委員から報告します。

小野寺潔委員  
(6番)

番号1番は、売買により新規就農を図るものです。新規就農であることから、全員で聞き取り調査を実施しています。譲受人は、令和3年9月10日に設立された法人で、農地所有適格法人の要件を満たしており、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、代表取締役を含む従事者2人で82aの畑にトマト・キュウリ等を栽培する計画です。販路は、主に直売所での販売を行いながら、地域への貢献にも努めていく予定です。なお、11月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(6番小野寺潔委員報告)

番号2番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の親から子へ贈与により農業経営の安定を図るものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈は作業委託により、家族4人で66aの農地を耕作しています。なお、12月15日に高山真里子農地利用最適化推進委員、熊坂茂彦農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題がないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。申請地は、令和3年11月4日に開催したあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機3台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族4人で252aの農地を耕作しています。なお、12月14日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(9番菊地郁夫委員報告)

番号4番は、使用貸借による権利を再設定するものです。譲受人は、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、法人構成員1人で183aの農地を耕作しており、今回、使用貸借期間が満了になることから、使用貸借の権利(使用貸借の期間は5年間)を再設定するものです。譲受人はこれまで一般法人として取り扱ってきましたが、今回の申請に関して提出された資料により農地所有適格法人の要件を満たしていることが確認できました。なお、12月12日に永野真農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第

2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は番号4番と同一法人です。今回、賃貸借していた農地を購入するものです。貸借権の設定がありますので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が提出されております。なお、12月11日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により、家族3人で23aの農地を耕作しています。なお、12月14日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号7番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で873aの農地を耕作しております。いままで賃貸借で耕作してきた農地を贈与により譲り受けるものです。貸借権の設定がありますので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が提出されております。なお、12月14日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

#### （15番庄司俊充委員報告）

番号8番は、使用貸借による権利の設定により規模拡大を図るものです。譲受人は、令和3年11月1日から新規就農し、トラクター1台、バックホー1台を利用し、家族2人で63aの農地を、ブルーベリー農園として利用しています。今回、ブルーベリーの育苗用としてパイプハウスを設置するため、使用貸借により借り受けるものです。（使用貸借の期間は、1年3ヶ月間です。）なお、12月15日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号9番と番号10番は、譲受人が同一であるため、一括して報告します。番

号9番・番号10番とも、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で653aの農地を耕作しております。なお、12月12日に二瓶均農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号11番は、贈与により農業承継を図るものです。同一世帯の親から子へ持分贈与により農業経営の安定を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族4人で685aの農地を耕作しています。なお、12月11日に相原元浩農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(19番柴田市郎委員報告)

番号12番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を利用し、1人で1,118aの農地を耕作しています。なお、12月13日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号13番は、使用貸借による権利の設定により農業承継を図るものです。譲渡人は、経営移譲年金を受給していますが、相続により取得した農地を、同一世帯の後継者に、使用貸借により農業承継を図り経営移譲年金が適正に受給継続できるようにするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台を所有し、家族2人で64aの農地(畑)を耕作しています。なお、12月13日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号14番は、贈与により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を利用し、家族2人で42aの農地を耕作しています。今回、親から贈与を受けるものです。なお、12月14日に今野勇一農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2

項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(4番大泉権吾委員報告)

番号15番は、交換により耕作利便を図るものです。番号16番の農地と交換するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機4台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で73aの農地を耕作しています。なお、12月11日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号16番は、交換により耕作利便を図るものです。番号15番の農地と交換するものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植えと稲刈は作業委託により、家族4人で76aの農地を耕作しています。なお、12月11日に高橋孝夫農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。

よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時46分)

議 長

第2号議案農地法第4条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、7番加藤和江委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、通路に転用するものが1件、貸駐車場に転用するものが1件、貸資材置場に転用するものが1件の合計3件です。番号1番と2番の報告は、18番松原菊男委員、番号3番の報告は13番佐藤千治委員です。

（18番松原菊男委員報告）

番号1番は、通路に転用するものです。既存の通路が狭いことから拡幅するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、通路に90㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号2番は、貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、現況畑2,402㎡を転用し、駐車場（普通車17台・大型車15台）に909㎡、通路・法面等に1,493㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第4条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（13番佐藤千治委員報告）

番号3番は、貸資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、4m以上の道路の沿道の区域にあって、500m以内に2つの公共的施設があることから、第3種農地と判断しました。申請は、畑1,246㎡を



転用し、資材置場に 100 m<sup>2</sup>、駐車場（普通車 2 台・中型車 5 台）に 130 m<sup>2</sup>、仮設事務所に 32.9 m<sup>2</sup>、通路・作業スペース等に 983.1 m<sup>2</sup>を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。また、現況をそのまま利用するため、費用は発生しないものです。なお、以前一時転用後農地を適切に復元しなかったことに対し、始末書が提出されております。以上のことから、農地法第 4 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

（午後 1 時 48 分）

議 長

第 3 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一  
調査委員会委  
員長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第 3 号議案の調査結果について報告します。調査は、8 番菅野則義委員、7 番加藤和江委員、13 番佐藤千治委員、18 番松原菊男委員の 4 名で行いました。今回の申請は、駐車場に転用するものが 1 件、認可保育所に転用するものが 1 件、太陽光発電パネル設置に転用するものが 1 件、分家住宅に転用するものが 1 件の合計 4 件です。番号 1 番の報告は 13 番佐藤千治委員、番号 2 番と 3 番の報告は 7 番加藤和江委員、番号 4 番の報告は 8 番菅野則義委員です。

(13 番佐藤千治委員報告)

番号1番は、駐車場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、隣接地の合同会社が駐車場を拡張するもので、畑182㎡を転用し、駐車場(普通車8台)に138㎡、通路に44㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は10年間です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(7 番加藤和江委員報告)

番号2番は、認可保育所に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、第3種農地に近接する区域の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、保育事業者が田731㎡を転用し、雑種地等193㎡を含む事業面積924㎡を認可保育所(1棟)に206㎡、園庭に443㎡、通路等に275㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、融資証明書の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。賃貸借の期間は、20年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、不動産業者が畑662㎡を転用し、太陽光発電パネル216枚(発電出力49.5kW)に356.4㎡、通路等に305.6㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(8 番菅野則義委員報告)

番号4番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、8月30日開催の第40回農業委員会総会において、農振除外の変更で「やむを得ない」と意見決定し、12月9日付けで、農振除外の変更決定通知があったものです。市街化調整区域の農振その他の区域になります。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の子が現況畑306㎡(実測306.31㎡)を転用し、住宅(1棟)に87.15㎡、駐車場(3台)に37.5㎡、庭等に181.66㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果回答書の写しが提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、12月13日付で開発行為許可申請書が担当課に提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第3号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。  
第3号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。  
よって、第3号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時50分)

議長

第4号議案 農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告としますが、この議案についても調査の概要を委員長から説明願います。

大泉権吾第一  
調査委員会委員  
長

－ 調査の概要説明 －

調査報告（机上配布）

（第一調査委員会委員長大泉権吾報告）

第4号議案の調査結果について報告します。調査は、8番菅野則義委員、7番加藤和江委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。今回の申請は、転用者を変更するため、事業計画変更承認を申請するものが1件です。番号1番の報告は8番菅野則義委員です。

（8番菅野則義委員報告）

番号1番は、転用者の変更に伴い、事業計画変更承認申請をするものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。令和2年4月28日付け農地法第5条許可で法人名義の許可書を交付していましたが、個人（同法人の代表者）に転用者を変更することとなり、事業計画の変更が必要となったものです。事業面積に変更はなく、用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、承認相当と調査いたしました。

議 長

第4号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等ございませんか。

（異議、意見等なし）

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案農地法第5条許可に関する事業計画変更承認申請に係る処分決定の件については、承認することに決定します。

（午後1時52分）

議 長

次いで、協議に入ります。

(1)「令和4年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について」を加藤企画検討チーム長から説明願います。

加藤企画検討  
チーム長

— 説明 —(1) 令和4年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について

議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(1)「令和4年度農作業標準料金企画検討チーム(案)について」は、承認いたします。</p> <p>続いて、協議事項(2)「令和3年度第2回農地パトロール(農地利用状況調査)の実施について(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局農地係	<p>— 説明 — (2) 令和3年度第2回農地パトロール(農地利用状況調査)の実施について(案)</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(2)「令和3年度第2回農地パトロール(農地利用状況調査)の実施について(案)」は、承認いたします。</p> <p>続いて、協議事項(3)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」を事務局から説明願います。</p>
事務局振興係	<p>— 説明 — (3) 新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)</p>
議 長	<p>ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(異議、意見等なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、(3)「新型コロナウイルス感染症の状況に伴う農業委員会業務の対応方針(案)」は、承認いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時04分)</p>
議 長	<p>続いて、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。</p> <p>(1) 農地改良工事(現状変更)届出につきましては、書面での報告とします。</p>
<p>調査報告(机上配布)</p> <p>(第一調査委員会委員長大泉権吾報告)</p> <p>農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は2件ありました。</p> <p>届出1件目は、田1,462㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域です。本農地は、隣接する保育園に貸し出すため、</p>	

盛土して畑として利用するもので、サツマイモ・大豆・トウモロコシ・ナス・キュウリ等を栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和4年1月11日から令和4年3月31日までの3ヶ月です。11月23日に遠藤正彦農地利用最適化推進委員が現地を確認しております。関係書類も整備されております

届出2件目は、田6,733㎡のうち5,700㎡を盛土して畑として利用するものです。面積が3,000㎡を超えていますが、令和3年11月29日開催の第43回総会で協議し、3,000㎡を超えて工事を行うことについて承認をいただいたものです。市街化調整区域の農振農用地の区域です。本農地は、イチゴ栽培用の園芸ハウスを建設するため、盛土して畑として利用するもので、完熟イチゴを栽培する計画です。周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、令和4年1月14日から令和4年4月30日までの約4ヶ月です。12月7日に私(大泉権吾農業委員)が現地を確認しております。関係書類も整備されております。

議 長

農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。

(全員なし)

議 長

続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(7)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局  
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページに記載のとおり、番号4046から4052まで7件の届出がありました。転用目的の内訳は、駐車場への転用が2件、店舗・倉庫・事務所・宅地・サービス付き高齢者向け住宅への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載のとおり、番号5108から5128まで21件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が6件、宅地への転用が4件、共同住宅・宅地造成への転用が各2件、店舗・長屋住宅・葬祭会館・診療所・作業場・駐車場・資材置場及び駐車場への転用が各1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページに記載のとおり5件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、8ページに記載のとおり9件ありました。続きまして、(6)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、9ページに記載のとおり1件ありました。続きまして、(7)売渡あっせん希望農地一覧表ですが、あ

っせん会で成立したものが2件、新規申出が1件ありましたので、一覧表を修正しております。別紙一覧表の網かけの部分が追加となります。なお、ホームページにも掲載しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願いいたします。  
農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(7)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

次に(8)「仙台市農地賃借料情報」は事務局から、(9)「令和3年度第3回企画検討チーム会議報告」は加藤企画検討チーム長から報告願います。

事務局農地係  
加藤企画検討  
チーム長

— 説明 —(8)仙台市農地賃借料情報  
— 説明 —(9)令和3年度第3回企画検討チーム会議報告

議 長

(8)「仙台市農地賃借料情報」と(9)「令和3年度第3回企画検討チーム会議報告」について、ご質問等はございませんか。

柴田市郎委員  
(19番)

資料4 仙台市農地賃借料情報の、畑の区分ですが、「農用地区域」と「上記以外の区域」の違いは何ですか。

事務局

「農用地区域」は農振整備計画上の農振農用地としており、農用地とそれ以外で分けています。畑は、今年の契約では農用地の中で10a当たり2千円の契約の筆が多いため、農用地の方が安くなりました。農用地だから安いというわけではありません。サンプル数から出た数字なので間違いではありませんが、次年度に向けて、算出方法の検討が必要かと考えています。

郷古雅春委員  
(11番)

誤解を招く可能性があるので、単純平均がどうなのか、中央値を出すなど検討した方がいいと思います。

菅野則義委員  
(8番)

借りる方としては、農用地とそれ以外は関係ないので、分ける必要はないのではと思います。農振の区分の違いで金額を変える農家はいない状況です。

事務局

これまでの積み重ねた数字もありますので突然直すのも難しいですが、今後検討したいと思います。

議 長

農用地とそれ以外で差がなくなれば、分ける必要がなくなるかもしれません。他にご質問等はございませんか。  
質問等がないようです。これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。以上で報告事項を終了いたします。

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。  
(1)会長報告を私(佐々木均会長)から報告します。資料6をご覧ください。

会長

(会長報告)

議長

続きまして、(2)「農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和4年4月設定分)」を事務局から説明願います。

事務局農地係

— 説明 — (2)農用地利用権設定利用調整会議(契約会)について(令和4年4月設定分)

議長

続きまして、(3)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局振興係

(3)事務局からの連絡事項について  
その他事務局からの連絡事項

- (ア)月報と区域活動票の12月分の締め切り変更について
- (イ)令和3年度「農業委員会だより」コンクールの審査結果について
- (ウ)全国農業新聞普及強調月間(1月～2月)の取り組みのお願い
- (エ)1月～2月の予定表
- (オ)「2022農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会」の開催について
- (カ)「令和3年度みやぎ農業担い手サミット」の開催について
- (キ)他市町村農業委員会だより等(浜松市、名取市、宇和島市)
- (ク)名簿について

議長

ご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。  
他に何かありますか。  
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼  
振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者から願います。

嶺岸会長職務  
代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第44回総会を閉会します。

閉 会



